

【第29回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨】

日 時 平成19年6月6日（水）午前10時～午前11時7分

場 所 キャッスルホテル 6階 鳳凰の間

出席者

（委員）池田委員、石原委員、稲岡委員、内田委員、小谷委員、向山委員、
和久井委員

（事務局）経済局：田島商業立地担当課長
計画調整局：高山都市計画担当員
環境局：西山技術監
中央区役所：北井企画調整担当課長

議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- （1）「（仮称）心斎橋商業ビル計画」〔新設〕
- （2）「（仮称）マルイト難波ビル」〔新設〕
- （3）「（仮称）茶屋町プロジェクト」〔新設〕

議事要旨

- （1）「（仮称）心斎橋商業ビル」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、駐輪場が屋上に設置されていることからその誘導にあたっては、看板設置、誘導員の配置等来店客が店舗周辺に自転車を放置することのないよう対策を講じるとともに特に自動二輪車の誘導の際には、事故防止等に十分配慮する必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

- （2）「（仮称）マルイト難波ビル」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法

の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、新設後において施設に配置する駐輪場に不足が生じた場合は、速やかに増設の措置を講ずる必要がある。
- ・ 当該店舗は、ホテル・オフィス等との併設施設であることから店舗北側にホテル・オフィス用車両出入口が1箇所、店舗東側に店舗来客用車両出入口が1箇所設けられる計画となっている。当該駐車場への誘導にあたっては、出入口での混乱を避けるため、看板設置、交通整理員の配置をするなど安全面に十分配慮をする必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

（３）「（仮称）茶屋町プロジェクト」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の駐車場は、敷地内機械式駐車場の計画であり、1台あたりの入出庫に時間を要することから店舗東側の新御堂筋側に駐車場待ちが発生し、店舗出庫車と輻湊することとなり交通に悪影響を及ぼす懸念がある。ついては、店舗周辺に隔地駐車場を確保し、駐車場待ちを解消するとともに交通誘導員を配置し、事故防止に努める必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での

様々な影響が生じる可能性があるので、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

【配布資料】

- 資料 1 「（仮称）心斎橋商業ビル計画」 届出要約書
- 資料 2 「（仮称）マルイト難波ビル」 届出要約書
- 資料 2－2 「（仮称）マルイト難波ビル」 住民等意見書
- 資料 3 「（仮称）茶屋町プロジェクト」 届出要約書
- 資料 4 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況（報告事項）

問い合わせ先 大阪市経済局産業振興部商業振興担当
（電話） 06－6208－8967